

## 「道路分科会建議 中間とりまとめ」平成24年度のフォローアップとりまとめ(案)

中間とりまとめ	項目	基本政策部会における審議状況		現在の検討状況	今後の予定			
		説明内容	部会での指摘事項					
IV. 1. 道路空間  （1）多様な利用者の共存	①道路空間の再配分等による自転車通行空間、歩行空間の形成	a)再配分タイプ別(幹線道路の再配分、生活道路の再配分)の事例 b)再配分を進めるための取り組みの方向性(案)提示  c)自転車利用環境整備に関する計画事例や今後の取り組みの方向性を提示 d)自治体における自転車ネットワーク計画の策定状況を提示 e)自転車ネットワークの整備水準を提示	a)道路の空間再配分については、事例を増やしたり、こうやればできるという道筋を示すことが必要 b)車線数の減少だけでなく、視野を広げた道路空間の再配分の可能性を示す事例を提示すべき c)交通容量だけではなく、評価の多様性の観点が必要 d)プロセスマップがあると次の段階にいける  e)自転車道の一方通行化を検討する際は、自転車道の通行義務を柔軟に運用できるよう検討すべき f)自転車ネットワーク路線については、通行空間の整備だけではなく、ソフトなケアもすべき  (平成24年8月30日 第40回部会)	【再配分】 a)国内外の事例を収集、分析し、類型化及び取組段階別の課題を整理 b)有識者から意見を聴取し、道路空間再配分の推進方策を検討  【自転車】 c)指摘内容について警察と情報共有 d)自転車通行空間の計画・整備や通行ルールの徹底などハード・ソフト両面の考え方をとりまとめたガイドラインを策定するとともに、国内外の事例を収集 e)自治体における自転車ネットワーク計画の策定状況の調査を実施 f)ガイドラインの周知や相談窓口の設置等により技術的支援を実施 g)社会実験等により、交差点の処理方法の検証や堆雪帯を活用し限られた空間を有効活用した自転車通行空間の設置等の検討を実施	【再配分】 a)再配分が困難な幹線道路において、並行する道路に歩行空間や自転車通行空間を確保するといった複数路線での新たな空間再配分手法を検討。空間再配分を実施する際には、改正道路法に基づく関係道路管理者等が参画した協議会を活用  【自転車】 b)自転車道の一方通行化について警察と連携して検討 c)路面表示、看板等により自転車ネットワーク路線を確保した事例を整理し、情報提供を実施 d)自転車ネットワーク計画の策定状況の調査結果を公表			
	②生活道路における歩行者・自転車優先の徹底	—	—	—	a)多様な利用者が共存できる空間を形成するシェアスペース等の取組について、海外の事例等を踏まえ我が国への適用性を検討			
	③「スローな交通」への対応等の多様な利用者の共存	—	—	—	【通学路】 a)取り組みの方向性 b)目標を定めて関係者で共有し、連携して推進 c)関連する施策を一体的に計画し、連携して推進 d)継続的に取り組み体制を構築(通学路) e)技術的支援(通学路)  ④ユニバーサルデザイン、無電柱化、通学路の整備等の連携	a)通学路整備で、未整備箇所の対策として注意喚起等の施策が有効 b)ハンド、シケイン等の物理的デバイス、防護柵等の対策の使い分けを検討  (平成24年8月30日 第40回部会)	a)平成24年度、学校、警察、道路管理者等が連携し、通学路の緊急合同点検を実施 b)平成24年度末の対策実施状況は、道路管理者の対策箇所45,020箇所のうち22,818箇所で対策済 c)地域の関係者が情報を共有する観点で、対策箇所図等をホームページ等で公表(平成25年5月末現在約85%の学校が公表済)  【無電柱化】 d)通学路の緊急合同点検に合わせて無電柱化を推進 e)防災上重要な道路の無電柱化を促進するため、道路法を改正し、道路の占用禁止・制限及び電線管理者に対する無利子貸付制度を創設	【通学路】 a)対策効果の検証や継続的な点検等により、対策内容の見直しや対策内容を充実 b)積雪時の歩行空間確保や中学生等の自転車通学と児童との錯綜など、各地域における課題の設定 c)関係者から構成される協議会等の推進体制を構築 d)無電柱化や踏切の拡幅など身近な道路における関連施設を一体的に推進 e)地方公共団体に対する国の技術的な支援(対策効果の簡易な把握手法等) f)対策実施状況等についても、インターネットや広報誌等を活用し、継続的に情報発信  【バリアフリー】 g)連続的なバリアフリー化の重要性にかんがみ、交通結節点(駅前広場等)の現状把握調査を実施。また、駅前広場等を特定道路に指定  【無電柱化】 h)改正道路法に基づく道路の占用禁止・制限制度や無利子貸付制度を活用した無電柱化の推進及び、新たな無電柱化の整備目標の設定
	⑤多様な利用者の共存に向けた仕組みの構築	a)検討の視点 b)海外の自転車通行空間、歩行空間の形成事例 c)海外における道路ダイエットの事例 d)多様な利用者の共存に向けた仕組みの構築	a)国が関与して、高度な専門家集団としてのコーディネータの人材育成が必要  (平成24年8月30日 第40回部会)	a)道路法を改正し、効果的な管理のための協議会制度を創設	a)道路空間の再配分の推進体制について、改正道路法に基づく協議会制度の普及・活用を推進			

「道路分科会建議 中間とりまとめ」 平成24年度のフォローアップとりまとめ(案)

中間とりまとめ	項目	基本政策部会における審議状況		現在の検討状況	今後の予定
		説明内容	部会での指摘事項		
IV. 1. 道路空間  （2）交通事故削減の取組	交通事故削減のための更なる効率的・効果的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>a)取り組みの方向性</li> <li>b)社会資本整備重点計画における交通事故対策</li> <li>c)プローブデータの活用事例</li> <li>d)交通事故削減のための更なる効率的・効果的な取り組み</li> <li>e)ラウンドアバウトの概要</li> <li>f)諸外国におけるラウンドアバウトの導入状況</li> <li>g)国内のラウンドアバウトの状況</li> <li>h)ラウンドアバウト導入にあたっての課題</li> <li>i)ラウンドアバウトの種類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a)ソフト的な対策を検討すべき</li> <li>b)歩行者、自転車などのプローブデータ活用方策の方向性を検討すべき</li> <li>c)ラウンドアバウトにおける速度抑制、交通量の問題など、過去の研究成果を整理すべき</li> <li>d)環状交差点に進入する車両に対して、一時停止規制をかけないようにすべき</li> <li>e)交通事故ハザードマップや、交通状況ハザードマップを検討すべき</li> </ul> <p>(平成24年8月30日 第40回部会)</p>	<p>【プローブデータ等の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a)プローブデータ等を活用した潜在的な事故危険箇所の把握手法の検討</li> </ul> <p>【ラウンドアバウト】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>b)軽井沢地区の社会実験等を通じて、自動車交通の安全性や円滑性、歩行者・自転車へ影響等について検証を実施</li> <li>c)道路交通法の改正時に、環状交差点に進入する車両について一時停止規制をかけないことを確認</li> </ul>	<p>【プローブデータ等の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a)急減速データ等のプローブデータを活用した事故危険箇所の抽出方法や事故対策の評価手法等について、ガイドラインを策定し、プローブデータの活用を全国へ展開</li> </ul> <p>【ラウンドアバウト、ライジングボーラード等の新たな取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>b)社会実験等を通じて、ラウンドアバウトやライジングボーラードの適用性を検証</li> </ul>
	①路上駐車、路上工事による影響の最小化	a)路上工事縮減に向けた検討状況 (現状把握と分析)	（平成24年11月7日 第41回部会）	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>a)プローブデータを用いた特定の路上工事箇所における渋滞時間への影響を分析</li> <li>b)英国のレーンレンタル制度についてインセンティブや効果の考え方などの分析を実施</li> </ul>
	②沿道利用変化に伴う影響の最小化	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>a)沿道型商店等の出入り交通が増加することにより、本来想定したバイパスのトラフィック機能が低下している事例について、国内外の事例を収集</li> </ul>
IV. 2. 新たな価値の創造  （1）	③大型車両の利用適正化	a)取締り・指導の徹底 （「特殊車両の通行に関する指導取締要領」の改正）	<ul style="list-style-type: none"> <li>a)大型車の重量オーバーによって損傷するというのはコントロール可能であり、重量オーバーのペナルティーが緩いのではないか議論が必要</li> </ul> <p>(平成24年11月7日 第41回部会)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a)道路法を改正し、指定されたルートにおける許可手続きの迅速化、道路管理者への立入検査権等の付与、罰則規定の整備</li> <li>b)「特殊車両の通行に関する指導取締要領」の改正 (違反者に対する是正指導の徹底、是正指導内容の公表)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a)改正道路法に基づき指定されたルートにおいて、一定の特殊車両の許可を国が一元的に実施(手続きの迅速化)</li> <li>b)改正道路法に基づく立入検査等の実施体制の整備</li> </ul>
	道路空間のオープン化、多機能化	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>a)首都高速道路の老朽化対策については、民間都市開発と一体的に行なうなどPPPの活用により都市と高速道路の一体的な再生を推進</li> <li>b)都市再生プロジェクトと連携した首都高速の再生を進めるため、東京都等関係機関と連携した検討会を設置</li> <li>c)駅前広場、自由通路の立体的利用を具体事例において検討</li> <li>d)公平性を確保しつつ道路空間を有効利用するため、競合性のある占用物件の占用主体の選定方法について、公募による手法を導入</li> <li>e)道路占用許可対象物件に太陽光発電設備等を追加</li> <li>f)オープンカフェ又は太陽光発電設備等の道路占用料の減額による道路占用制度の弾力化の措置内容を検討</li> <li>g)「海拔表示シート設置方針(案)」を策定し、当該方針に基づき、各道路管理者において、海拔情報の提供を実施</li> </ul>	<p>a)検討会において、築地川区間等をモデルケースとして首都高速再生に向けた具体的な検討を実施</p> <p>b)立体道路制度の拡充等について検討</p> <p>c)オープンカフェ又は太陽光発電設備等の占用物件について、占用料の減額及び占用主体による道路の維持管理を図る措置を実施</p> <p>d)道路占用の対価の在り方について、客観的で適切な選定を行う観点から、具体的な制度の導入に向けて検討</p> <p>e)海拔表示シート設置方針(案)等に基づき、海拔情報の提供を推進</p>

「道路分科会建議 中間とりまとめ」 平成24年度のフォローアップとりまとめ(案)

中間とりまとめ	項目	基本政策部会における審議状況		現在の検討状況	今後の予定
		説明内容	部会での指摘事項		
IV. 2. 新たな価値の創造	(2) 道文化の再発見・醸成・創造	—	—	a)日本風景街道の活動の充実・進展を図るため、各地の活動のノウハウを共有し、情報発信 b)H24年12月に全国「道の駅」連絡会が設立され、道の駅相互の連携体制が確立 c)自治体との役割分担、連携を図りながら、「道の駅」の防災機能強化を推進	a)日本風景街道の取組における修景・緑化を推進し、取組情報を広く発信 b)全国「道の駅」連絡会等を通じて、道の駅相互の連携強化、地域との連携強化を推進 c)自治体との役割分担、連携を図りながら、「道の駅」の防災機能強化を推進
IV. 3. 交通結節機能、公共交通利用	(1) 交通結節機能の充実・高度化	—	—	a)駅前広場の立体的利用を具体事例において検討 b)スマートフォン・ICカード等から得られる交通関連ビッグデータを活用した交通結節点周辺における人の位置・移動情報を把握に関する取組を実施 c)連続立体交差事業の事業期間短縮等を図るために、用地交渉や本体工事に要する期間の長期化の課題について整理	a)立体道路制度の拡充等について検討 b)左記取組を通じた人の動きの把握により、交通結節点における交通手段毎の動線整序、乗換利便性の向上に資する道路空間の改善に向けた対策の実施 c)連続立体交差事業の事業期間短縮等を図るために、用地取得や本体工事に要する期間が長期化する原因を既存資料等から分析するとともに、地域の状況に応じた最適な工法の検討を実施
	(2) 公共交通利用の促進	—	—	a)これまで、拡幅事業やバイパス事業等を通じ、バス・タクシー専用レーンの設置等の公共交通機関の定時性や利便性の向上に資する取組を実施 b)BRT導入の推進に向けて、走行空間の確保や連節バスの導入など地方のニーズや課題を整理 c)健康・医療・福祉施策と連携した、徒歩、公共交通を中心としたまちづくりの実施方策(歩行ネットワークの構築、公共交通利用環境の充実等)について具体的な取組事例等をもとに検討中	a)これまでの取組を引き続き実施するとともに、各県渋滞協議会等における、地域交通のあり方に関する議論を通じ、公共交通利用の促進に向けた対策を実施 b)これまでの取り組みを引き続き実施するとともに、BRT導入に対して、国の関係機関が連携して、地方公共団体に対する新たな支援方策などを検討 c)地方公共団体の取組を支援するための手引きの策定や、支援方策を検討
IV. 4. 基幹ネットワーク	(1) 大都市・ブロック中心都市におけるネットワークの緊急強化	・国土幹線道路部会にて、議論 (6月25日中間答申)			
	(2) 国土のミッシングリンクの迅速・効率的な解消				
	(3) 整備プロセスの透明化				
	(4) 効率的な物流ネットワークの強化	a)国内外の物流の現状について国内外の物流に関する基礎的データ及び企業動向等を用いて説明 b)従前の物流ネットワークの設定と課題に関して、国際海上コンテナ積載車両の通行申請の実績や国外での45ftコンテナの利用状況などを用いて説明 c)以上を踏まえ、大型車両の通行を誘導すべき路線の指定による物流ネットワークの再構築と特殊車両通行許可制度の見直しの必要性などを説明	a)国際海上コンテナ積載車両が高速道路を使わない理由は、一般道が安すぎるからであって、受益と負担の観点からは、大型車両の走行について、どの程度の負担が妥当であるか検討していくことが必要 b)物流ネットワークの構築については、国際的な水準へキャッチアップしていくため、更新とセットにした垂直的な取組を行っていくべき c)道路交通における物流のリスクは、過積載の問題と並んで危険物の輸送がある。これについて、どのようにマネジメントしていくのか、検討を行っていくべき (平成25年2月6日 第42回部会)	a)大型車課金制度については、海外情報の収集、有識者の意見の聴取等を隨時実施 b)「新しい総合物流施策大綱の策定に向けた有識者検討委員会」の提言において、貨物車が通行するのに望ましい道路について、欧州等を参考としつつ、十分な道路構造の確保、それを踏まえた道路の通行に係る重量規制の見直し等をすべきとされたことを受け、対応を検討 c)大型車両の道路利用のマネジメントが重要であることから、道路法を改正し、大型車両の通行を誘導すべき道路を国土交通大臣が指定すること等を規定し、対応を検討	a)社会资本整備審議会道路分科会国土幹線道路部会の中間答申も踏まえ、引き続き、大型車課金制度に関する海外情報の収集等を実施 b)十分な道路構造を確保すべきにもかかわらず、貨物車の通行に支障の存する箇所の特定などと並行して、十分な道路構造の確保をはじめとする措置の導入に向けた検討を実施 c)関係者間の調整等を進めた上で、来春を目途に大型車両の通行を誘導すべき道路を指定

「道路分科会建議 中間とりまとめ」 平成24年度のフォローアップとりまとめ(案)

中間とりまとめ	項目	基本政策部会における審議状況		現在の検討状況	今後の予定
		説明内容	部会での指摘事項		
IV. 5. 国土の信頼性確保	(1) 大規模広域地震への備え	a)「道路施設が持つ副次的機能による減災への貢献」について、事例を紹介  b)各地整の啓開計画の考え方を事例で紹介	a)一次避難場所の整備については、地域の実情にあつたものとすべき  b)ネットワーク全体の整備には時間がかかるため、デボを中心とした整備もあるのではないか  (平成24年11月7日 第41回部会)	a)一時避難場所の整備においては地域の要望を聞きながら適切に対応 b)従来からの橋梁耐震補強等に加え、副次的機能として、地域の要望を聞きながら避難階段等の設置、道の駅の防災機能を強化  c)ネットワークの充実していない地域については、デボを中心としたアーベバ型のルートを検討  d)道路法を改正し、道路啓開を迅速に行うため、民間団体等と道路管理者との協定制度を創設	a)一時避難場所の整備においては全体として避難計画と整合を図る b)災害時の通行支障に関する検証を踏まえた対策の実施 c)「道の駅」設置者である市町村等と調整、役割分担を図りながら、災害時に対応できる機能を強化 d)地域の意見を踏まえた各地域の啓開計画策定を、改正道路法に基づく協議会も活用しつつ検討  e)電子国土を活用した通行規制情報、被災情報の共有を推進
	(2)、(3) 全国各地で頻発する集中豪雨や大雪に対する道路網の信頼性と安全性の確保  様々な手段を効果的に活用した災害情報の提供	a)国道の通行規制の運用について説明 アベイラビリティの指標化の提案  b)災害情報提供に関する事例を紹介	a)事前通行規制区間の解除や規制値の緩和等合理的な運用をしていくべき b)事前通行規制区間外の災害発生状況についても言及すべき c)アベイラビリティの明確化はユーザー視点だけでなく、管理者視点としても意味のあること  (平成24年11月7日 第41回部会)	a)災害発生状況の分析を行い、規制区間の適切な運用を検討 b)アベイラビリティの向上という観点での対策の実施等について検討  c)災害関連情報として、ICTを活用しHP等による通行規制情報を提供	a)事前通行規制の基準等の見直し b)アベイラビリティを表現できる指標について提示 c)ICTを活用した道路斜面の監視技術の高度化を推進  d)電子国土を活用した通行規制情報、被災情報の共有を推進
IV. 6. 維持管理・更新	(1) 道路ストックの長寿命化	a)道路インフラの実態把握と維持管理・更新費の将来推計 b)持続可能なインフラ管理の取組（構造物の予防保全） c)大型車両指導取締の徹底（「特殊車両の通行に関する指導取締要領」の改正）	a)維持管理・更新に関する技術開発によって単価を下げる、効果を上げるということをより明確にやっていくことが重要 b)損傷発見の技術について、より安いコストで損傷を発見するということが重要 c)市町村で土木技術者がいないところがあるため、国が音頭を取り、共通の枠組みで、技術者の育成、教育を含めて全体を管理していくことをやっていく必要があるのではないか d)維持管理のセンサスとは言わないが、市と県と国とが組んだ共通の調査を定期的に実施し、データを更新していくことが重要  (平成24年11月7日 第41回部会) (平成25年2月6日 第42回部会)	a)点検技術、非破壊検査技術等の開発 b)地方公共団体の要請に応じた技術的支援体制の構築 c)道路ストックの総点検実施のための、地方公共団体に対する技術的・財政的支援の実施（総点検実施要領(案)を策定し、地方公共団体へ参考送付） d)全国の道路構造物を対象としたデータベースのシステム設計 e)「道路メンテナンス技術小委員会」を設置し、道路構造物の適切な管理のための基準類のあり方を調査・検討(中間とりまとめを公表済み) f)道路構造物の予防保全に向けた点検実施を明確化する等、道路法を改正	a)予防保全を進める点検・診断から始まるメンテナンスサイクルの構築 b)点検の制度化や長寿命化計画の策定 c)国等の研究機関の体制強化・人材育成 d)不具合情報の収集と各道路管理者への速やかな注意喚起等、伝達体制の充実・強化 e)道路データベースの構築と国民への積極的な情報発信(見える化)の実施 f)構造物の非破壊検査技術など、点検・診断等をサポートする技術開発や技術評価の推進 g)地方公共団体に対する国の支援体制の構築・強化 h)改正道路法も踏まえた、道路の維持又は修繕(点検・診断を含む)に関する技術的基準を政令等で規定
	(2) 効率的な維持管理の実施	a)的確な維持管理レベルの設定（サービス目標の設定、維持管理基準の見直し） b)調査方法の効率化 c)参画、協働による維持管理	a)巡回頻度と苦情件数や管理瑕疵の件数というようなインプットとアウトプットを比較できるような説明が必要  (平成24年11月7日 第41回部会)	a)国道(国管理)における巡回等の作業項目ごとに目指すべき道路の状態を示すサービス目標を設定し運用	a)維持管理基準の運用状況を見直し
IV. 7. 低炭素型モビリティ、グリーン化	(1) 低炭素社会への対応	—	—	a)直轄国道の道路照明灯の新設及び更新にあたり、省エネルギー化に向けLED道路照明灯の整備を推進 b)再生可能エネルギー発電装置の導入効果の調査  c)全国の高速道路上を中心に設置されたITSスポットにより、広域な渋滞情報等の提供を実施	a)新しい地球温暖化対策計画(ポスト京都議定書)に登録する道路施策を整理
	(2) 道路空間のグリーン化	—	—	a)著しい騒音車両への対応について関係部局と連携強化 b)民間収益事業とあわせた植栽の管理等について試行的に実施	a)緑化の推進方策について新たな緑化指標等を整理

「道路分科会建議 中間とりまとめ」 平成24年度のフォローアップとりまとめ(案)

中間とりまとめ	項目	基本政策部会における審議状況		現在の検討状況	今後の予定
		説明内容	部会での指摘事項		
V. 1. 多様な利用を促進する新たな枠組みの検討		—	—	a)道路法を改正し、複数の道路管理者による効果的な管理を行うための協議会制度を創設	a)創設された協議会制度の適用箇所を調査し、普及・活用を推進
V. 2. 利用者との協働による道路の総合的なマネジメントの導入	(1) 利用者の視点に立ったニーズの把握	<p>【交通データの収集】            a)現在の交通状況の把握(道路交通データの収集方法と分析結果を交えて)            -今後の交通データ収集におけるICT(スマートフォン等のGPS機能・ITSスポット等)の積極的活用</p> <p>【渋滞対策検討】            b)道路交通データの活用事例としての渋滞対策について            -「最新データに基づく分析」と「渋滞対策協議会での意見及びパブコメによる利用者意見」を踏まえた主要渋滞箇所の抽出            -更新される最新データに基づく地域の渋滞発生状況のモニタリング</p>	<p>a)交通心理学的アプローチなどハード整備によらない対策についても知見をまとめてほしい</p> <p>b)道路交通センサスやPT調査等の既存の交通調査についても課題を整理した上で、今後の新たな調査手法の議論をするといいのではないか</p> <p>c)多様な道路利用者の分析に活用可能な民間プローブデータを活用したミクロなエリアのOD表の作成手法を検討すべき</p> <p>d)交通事故問題で警察等関係機関といかにデータを共有し、交通政策全体に貢献していくのかが課題</p> <p>e)潜在的な課題箇所を見つけるアプローチとしてユーザーを入れたマネジメントと客観データの両輪でのアプローチが重要</p>	<p>【交通データの収集】            a)次期道路交通センサス調査へ向けた検討を実施(OD調査手法等)</p> <p>b)プローブデータ等による新たな交通関係調査の方向性について、省内関係局及び有識者を交えた「交通関連ビッグデータの活用に関する勉強会」を実施</p> <p>【渋滞対策検討】            c)引き続き各県の協議会において、最新の交通データと地域の声の両輪による分析と渋滞対策の基本方針の立案を実施</p> <p>【道路緊急ダイヤル】            d)「道路緊急ダイヤル」について、道路情報板による表示、ポスターの掲示など、多様な手段により、その周知を推進</p>	<p>【交通データの収集】            a)次期道路交通センサスを見据え、有識者会議での議論を早期に開始</p> <p>b)上記会議等での議論・知見を踏まえ、プレ調査等を早期に実施</p> <p>c)左記勉強会及び政府全体の議論を考慮しつつ、道路調査におけるビッグデータ分析の手法や有効性を整理</p> <p>【渋滞対策検討】            d)渋滞対策の基本方針を公表</p> <p>e)各県渋滞協議会等での議論を活用し、渋滞状況のモニタリング手法の確立</p> <p>【道路緊急ダイヤル】            f)引き続き、道路情報板による表示、ポスターの掲示など、多様な手段により「道路緊急ダイヤル」の周知を実施</p>
	(2) 多様な主体との協働	—	—	a)道路法を改正し、民間団体等と道路管理者との協定制度の創設(災害時)	a)創設された協定制度の適用箇所を調査し、普及・活用を推進
	(1) 事業のスピードアップ	—	—	a)事業の透明性を向上し、計画的な地域形成、早期効果発現を図る目的で平成25年度予算を踏まえた道路事業の見通し公表を全国一斉に実施	a)年度途中においても、用地取得の一定の進捗など、完成に向けた事業実施環境が整った場合等、状況に応じ道路事業の見通し公表を実施
	(2) 評価システムの充実	—	—	a)防災機能の評価手法における計測方法を一部改善し、平成25年度新規事業採択時評価に適用 b)社会资本整備重点計画において、道路に関する指標を設定する等、施策の進捗を管理	a)防災機能の評価手法のさらなる改善等、事業の目的・効果に見合った評価手法を充実 b)社会资本整備重点計画以外の指標も含め、進捗を管理し、施策の推進に活用

「道路分科会建議 中間とりまとめ」 平成24年度のフォローアップとりまとめ(案)

中間とりまとめ	項目	基本政策部会における審議状況		現在の検討状況	今後の予定
		説明内容	部会での指摘事項		
V. 4. 技術開発・活用による品質確保と道路の進化	(1) ライフサイクルコスト(LCC)の最小化と道路の品質確保  (平成24年11月7日 第41回部会)	a)LCC最小化に向けた導入環境の整備（道路附属物、コンクリート舗装） b)品質確保・評価の仕組みの導入 c)長期保証型契約方式の導入、等（アスファルト舗装工事）	—	a)コンクリート舗装に関する点検要領を作成（舗装点検要領に含む）	a)品質確保に向けた長期保証型の契約方式について、新設アスファルト舗装及びPC橋へ導入、及びトンネル覆工コンクリートについては、試行に向けた準備を実施
	(2) 技術開発と民間の技術力活用	—	—	a)点検・診断等をサポートする技術開発について産官学連携した取組を実施	5分野（橋梁、トンネル、舗装、土工、附属物）において、下記の観点から各技術開発を推進 a)既存技術の有効活用や研究機関との連携により非破壊検査技術等の開発を実施 b)構造物の劣化傾向の把握や予測、長期的耐久性に関する研究、ICTを活用した道路構造物の変状等のモニタリング、補修材料や補修強度に関する研究技術開発の実施 c)開発技術をメンテナンスサイクルの実務に導入するための環境整備 d)民間開発技術の外部機関による評価等の仕組みの検討 等
	(3) ITSによるサービスレベルの向上と道路行政の変革  (平成25年2月6日 第42回部会)	a)今後の交通データ収集の方向性として、ICTの活用を紹介	—	a)ITSスポットからの情報提供及び自動車のACC（車間距離制御システム）を活用した実証実験を含む課題整理を実施 b)プローブデータの活用等による危険箇所の面的かつ効率的な把握のために利活用システムを構築 c)車両に搭載した画像・震動センサー等を活用した道路の効率的な維持管理の実現に向けた実証実験の調整（総務省と連携）	a)今年度中に道路交通の円滑化に関するサービスコンセプト案を整理  b)利活用システムの機能改善を図り、道路行政への活用を推進  c)検討体制を構築し実証実験の実施（総務省と連携）  d)道路構造データ等を活用した安全運転支援システムの開発を推進 e)「オートパイロットシステムに関する検討会」における議論を踏まえ、高速道路上の自動運転に関する課題整理及び検討結果について中間とりまとめ f)ITSスポットを活用した自動車の走行経路を確認するシステムを構築するとともに、走行経路データを収集する社会実験を実施し、環状道路の有効活用や大型車両の運行支援への活用を検討 g)ETCなどのITS技術を活用して、高速道路以外の施設（駐車場等）でも利用可能な仕組みを構築
	(4) 進化する乗り物への対応	—	—	a)超小型モビリティ導入に向けたガイドライン策定	a)超小型モビリティ等を活用した新たな都市内交通手段の導入に対して、策定したガイドラインに基づき、利活用促進施策を支援

「道路分科会建議 中間とりまとめ」 平成24年度のフォローアップとりまとめ(案)

中間とりまとめ	項目	基本政策部会における審議状況		現在の検討状況	今後の予定
		説明内容	部会での指摘事項		
V. 5. 持続可能で多様な財源制度	(一) 持続可能で公正な高速道路料金制度への転換			<ul style="list-style-type: none"> <li>・国土幹線道路部会にて、議論 (6月25日中間答申)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a)検討会において、築地川区間等をモデルケースとして首都高速再生に向けた具体的な検討を実施</li> </ul>
	(二) 道路の維持、管理、更新などにかかる新たな負担のあり方				
	(三) PPP／PFIの積極的な導入	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>a)首都高速道路の老朽化対策については、民間都市開発と一体的に行うなどPPPの活用により都市と高速道路の一体的な再生を推進</li> <li>b)都市再生プロジェクトと連携した首都高速の再生を進めるため、東京都等関係機関と連携した検討会を設置</li> <li>c)構造改革特区の手続の中で、愛知県からコンセッション方式の導入について提案(平成25年5月28日)があり、民間の資金・ノウハウを活用する観点から、実現に向けて協力し、検討</li> <li>d)SA/PAの駐車場と連結する商業施設等の運営主体を公募するための制度の整備に向け、関係者間調整を実施</li> <li>e)オープンカフェ又は太陽光発電設備等の道路占用料の減額による道路占用制度の弾力化の措置内容を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>b)民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とするため、道路整備特別措置法の特例を設けることなどの措置について検討</li> <li>c)平成25年秋頃の通達発出に向けて、関係者間調整を実施</li> <li>d)オープンカフェ又は太陽光発電設備等の占用物件について、占用料の減額及び占用主体による道路の維持管理を図る措置を実施</li> <li>e)道路管理者が整備したバス停上屋等に対する広告の添加を可能とすることにより、民間資金・ノウハウを活用した占用主体によるバス停上屋等の維持などの実施に向けて検討</li> </ul>